

# 仕様書

## 1 件名

令和8年度いきいきハイキング運営業務委託

## 2 目的

新宿区（以下、区という）では区内在住の健康で歩行に不安の無い60歳以上の高齢者を対象とした、体力の保持増進と健康に対する意識の高揚を図り、あわせて参加者相互のふれあいを促すことを目的とするいきいきハイキング事業を実施する。

この業務委託仕様書は、いきいきハイキングの運営に係る業務を経験豊富な専門知識を持つ事業者へ委託することにより、参加者により良いサービスと安全性を提供することを目的として、当該業務委託に必要な仕様を定める。

## 3 履行期間

契約締結の翌日から令和9年1月末日まで（予定）

## 4 事業概要

### (1) 参加者

区内在住の健康で体力に自信があり、歩行に不安の無い60歳以上の方 各日140名程度

※応募者多数の場合は抽選

### (2) 従事者（全て各日の人数）

ア 区職員 8名程度

イ 区指定団体 12名程度

ウ 医師 1名程度

エ 看護師 2名程度

オ 受託事業者（車両長）4名程度

### (3) 実施日時

令和8年11月25日（水）、26日（木）予定

ただし、事業者と調整した結果上記日程で実施が不可能な場合は、区と協議の上、別に2日間の日程を定める。

参加者については午前7時30分集合、午後5時15分散会（予定）

## 5 委託内容

下記(1)、(6)～(11)、(13)を除く業務の履行にあたっては、区だけでなく区指定団体（新宿区レクリエーション協会・新宿区ウォーキング協会）とも協議の上、方針を定めること。

### (1) 業務責任者等の報告

受託事業者は、契約締結の翌日以降、速やかに本契約に係る業務責任者、業務担当者の役職名、氏名及び連絡先を区に報告すること。

### (2) 実施場所及びハイキングコースの提案

ア 実施場所は日帰り可能な関東近郊とし、提案に当たっては高齢者が興味を持ち、安全に配慮したハイキングコースにすること。なお、実施場所及びコースの最終的な決定は、区指定団体との協議を踏まえ、区が行うものとする。

イ 当日の集合場所・解散場所は新宿区役所周辺とすること。

ウ ハイキングコースの選定にあたり、同一の実施場所で①健脚コース（約5km程度）、②初心者コース（約2.5km程度）の2種類を提案すること。

エ 雨天時の代替コースの提案を行うこと

### (3) 実地踏査

ア ハイキングの実施場所及びコースの選定後、実施踏査を実施すること。なお、時期について

は区及び区指定団体と協議の上、決定すること。

- イ 実地踏査前には打合せを行うこと。その際、区担当職員及び区指定団体で実地踏査に参加する予定の者と打合わせ日の調整を行うこと。
- ウ 実地踏査はハイキング実施前までに2回程度行うものとする。
- エ 実地踏査にあたっては、休憩ポイントを含めた交通ルート（行程表）を作成し、12人程度乗車可能な車両及び運転手を手配の上、区担当職員及び区指定団体代表者を随行させること。なお、車両代を含めた実地踏査に係る費用はすべて受託事業者の負担とする。
- オ 実地踏査後は報告書を作成し、区に提出すること。

#### (4) 各種打合せ

- ア 受託事業者は契約締結後の翌日以降、実施までのスケジュール表を作成すること。
- イ 打合せは区職員及び区指定団体を含むものとし、相互と調整を行うこと。
- ウ 打合せ用資料は受託事業者が用意すること。
- エ 区や区指定団体、バス会社との打ち合わせ内容を記録し、区に提出すること。

#### (5) 従事者説明会の実施

- ア 受託事業者は当日随行する区担当職員及び区指定団体に対し、従事者用マニュアルを作成し、説明会を行う。
- イ 説明会当日は、ハイキング当日に従事する者を配置すること。
- ウ 説明会当日は質疑応答の時間を設けること。
- エ 従事者説明会の会場は区が用意する。

#### (6) 大型バスの配車

- ア 本事業ではETC搭載の大型バスを各日最大4台配車すること。自社以外のバス会社等のバスを配車する場合には、当該バス会社等に関する情報をあらかじめ区に提供するものとする。
- イ 乗車定員50名程度の冷暖房付き、飲食可能な大型観光バスとし、バス間で相互に電話又は無線連絡等ができるようにすること。
- ウ 各車両全て同じ柄とし、外観、設備、内装等が大きく異なるバスを配車しないこと。
- エ 各車両とも運転手1名及びガイド1名を配置すること。
- オ 有料道路代については受託事業者もしくはバス乗務員が支払い手続き（立替え払い）を行い、事業終了後、請求に基づき支払うものとする。請求の際には、請求書とともに、有料道路料金の領収書又は当該施設の発行した利用証明書をA4縦版の用紙に貼付けのうえ、提出すること。
- カ 乗務員に要する費用及び車両運行に関するその他一切の費用は、受託事業者の負担とする。
- キ 「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成29年3月16日付改正28環改車第790号）」に規定する、評価基準Aランク以上の車両を供給すること。また、同ガイドラインによる運用を図っていること。
- ク 各バスに車両長（点呼、急病人対応、車両間連絡対応等をするもの）を配置すること。この車両長とはハイキング当日随行する添乗員のことである。また、車両長は実施前に区・区指定団体とも打合せを行うこと。
- ケ 当日までに参加者のバス座席表を作成し、バス入口に掲示すること。また、座席札を各座席に配置すること。
- コ バス発車後の1時間以内を目途に1か所以上のトイレ休憩のできるパーキングエリアに立ち寄る行程表を作成すること。また、予定していたパーキングエリアが満車の場合も想定し、代替のパーキングエリアに寄るルート案も作成すること。

#### (7) 参加者の申込み受付

参加者は広報新宿等で募集し、受託事業者は参加者の応募を受け付けること。

なお、広報新宿の募集記事は区・受託事業者で内容を確認し、区が作成する。

- ア 受託事業者は、専用の応募フォームを作成し、WEB（常時SSL暗号化通信に対応すること）、もしくは郵便で応募を受け付けること。その際、応募者から以下の項目を収集すること。また、

下記①～④について、2名での申込みの場合にも対応できる申込フォームを用意すること。  
⑦について入力のある対象者には、申込内容の控えを返送できるようにすること。

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 生年月日
- ④ 電話番号（連絡先）
- ⑤ 参加希望日
- ⑥ 参加希望コース
- ⑦ 抽選漏れの場合によるキャンセル待ちの可否
- ⑧ メールアドレス（任意 ※WEB 申込のみ記入）

イ 応募内容に不備等があった場合は、受託事業者は応募者へ確認し補正すること。

ウ 受託事業者は応募締め切り後、応募者の取りまとめ及び必要に応じて抽選を行う。

募集時期・方法については以下を予定しているが、詳細については区と別途協議して行う。

① 応募スケジュール（予定）

9月中旬 広報新宿で周知、区有施設等でポスターの掲示やチラシを配布

10月中旬 応募締め切り

11月上旬 当落通知の発送

② 申し込み方法

はがき、または WEB（常時 SSL 暗号化通信に対応すること）での申し込み

エ 受託事業者は、区民等からの問い合わせに対応すること。また、問い合わせ内容等を記録し、区に報告すること。

オ 受託事業者は、応募者情報を取りまとめ、区の求めに応じて応募状況を報告すること。

カ 受託事業者は、募集が終了した日の翌日正午までに、応募者情報を区へ提出し、区の確認を受けること。

## (8) 抽選

応募者数が募集人数を超えた場合は、抽選を行う。抽選の実施にあたり受託事業者は、区指定の場所において、区職員の立会いのもと、区が別途指示する手順に基づいて厳正なる抽選を行い、応募者を「当選」、「キャンセル待ち」、「落選」に区分すること。

## (9) 参加証発送

ア 受託事業者は当落通知及び当日の出発に関する案内の作成と発送を行う。なお、発送に係る費用は受託事業者が負担すること。

イ 受託事業者は、参加者等との連絡調整窓口となり、迅速かつ丁寧に対応すること。また、問い合わせ内容等を記録し、区に報告すること。

ウ 参加証発送後、事業実施の 2 週間前までに当選者からキャンセルの申し出があった場合はキャンセル待ち希望者の中から当選者を出すこと。キャンセル待ち希望者の抽選方法については区担当職員と相談し、決定後当選者に連絡をすること。

## (10) 印刷物等作成業務

ア 周知ポスターの作成 (A3 サイズ 縦 片面カラー 70 枚)

イ 周知ちらしの作成 (A4 サイズ 縦 両面カラー 2500 枚)

ウ 参加者記念バッチの作成 (真鍮製 30mm 程度 310 個)

なお、上記ア～ウのデザイン・納期については、都度、区と協議の上決定すること。

参加者記念バッジについては当日参加者に配布する。

## (11) 保険の加入等

ア 受託事業者は、参加者に対するハイキング当日の旅行傷害保険等に加入すること。

イ 参加者に事故等があった場合は、受託事業者が責任を持って保険会社との手続き等を行い、誠実に対応にあたること。

## (12) ハイキング当日運營業務

ア 当日は運営に係る事項を熟知している各日 4 名以上の人員を配置すること。なお、(6) クで挙げる車両長との兼任も可とする。

- イ 当日集合時の参加者受付、列整理、配布物の頒布を行うこと。
- ウ 傷病人が発生した場合は速やかに区職員及び随行する医師・看護師に報告すること。

### (13) アンケートの実施及び事業実施報告書の提出

- ア 受託事業者は参加者に対してアンケートを実施し、集計すること。
  - ①アンケートの設問等は事前に区と協議し、了承を得ること。
  - ②アンケートはハイキング当日の帰路までに配布し、参加者の降車時までに回収すること。
- イ 事業実施報告書の作成
  - ①受託事業者は事業終了後1か月以内に事業実施報告書を作成し、区に提出すること。
  - ②事業実施報告書には当日の記録写真を掲載するとともに、アンケート集計結果を添付すること。
- ウ その他
  - ①区への提出物は、データまたは紙媒体とし、その都度区が指定する。
  - ②区への提出物は、参加者のプライバシーに配慮し、区ホームページ等に掲載可能な状態で提出すること。

## 6 成果物等の帰属関係

本委託により得られた成果物等の著作権は、区に帰属する。

## 7 支払方法

- ア 区は事業実施報告書の提出を受け、受託事業者の請求により一括で支払う。

## 8 秘密の保持及び個人情報の保護

### (1) 個人情報の保護及び情報セキュリティについて

- ア 本契約の履行に際して取得した個人情報については、関係法令及び本契約の定めに従い、第三者への漏えい、滅失、毀損等が生じないように、適正な安全管理措置を講じること。なお、個人情報の取扱いに関しては、「業務委託における個人情報保護の取扱いに係る申出書」に基づき、適切に対応すること。
- イ 本委託業務に係る個人情報について、当該情報が不要になったとき、及び本委託業務の終了後又は本契約が解除された後に消去すること。
- ウ 区と個人情報の受け渡しを行う際は、区が指定するクラウドストレージを使用すること。

### (2) 守秘義務

受託事業者及び本委託業務に携わる者は、本委託業務の遂行上知ることができた秘密及び個人情報を漏らしてはならない。また、本委託業務が完了した後又は本契約が解除された後においても同様とする。

### (3) 事故の発生

受託事業者は、本委託業務の遂行上の不適切な事務処理等により、個人情報保護ができなかった場合又は保護できていない可能性が生じた場合は、ただちに区に報告し、指示に従うこと。なお、この場合に生じた費用及び損害については、全て受託事業者の負担とする。

## 9 その他

- (1) 本事業は、天災地変等が発生した場合、行程の途中であっても中止する場合がある。その場合の区が負担する費用は実費の範囲内とし、当該範囲については協議により決定する。
- (2) 悪天候、天変地異等による中止の判断は前日午後3時までに区が決定するものとする。なお、参加者（区民）への中止による連絡は受託事業者が行うこと。
- (3) 区指定団体の支払いについては区が行う。
- (4) 当日随行する医師1名・看護師2名は区が依頼し、区が謝礼を支払う。
- (5) 区が求めたときは進捗状況を報告すること。また区職員を含まない区指定団体と協議打合せを行った場合には区の求めによらず報告すること。
- (6) 本契約に基づく行程において、受託事業者に起因する事故が発生した場合には受託事業者の責と

し、受託事業者がその賠償義務を負う。

- (7) 受託事業者は、契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。
- (8) 受託事業者は、新宿区環境マネジメントの取り組みへの協力を努めること。
- (9) 受託事業者は、感染症等に対する措置として、国・関係団体等が示すガイドラインに準じて事業を実施すること。
- (10) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (11) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合、あるいは相互に見解が異なる場合は、両者協議のうえ決定する。

## 10 問い合わせ先

新宿区福祉部地域包括ケア課高齢いきがい係  
電話（直通） 03-5273-4567  
FAX 03-6205-5083